**入 札 説 明 書**

令和６年札幌市告示第　　　号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　令和６年６月　日

２　契約担当部局

⑴　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

電話　011-211-2245

⑵　業務担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

電話　011-211-2277

３　入札に付する事項

⑴　調達名称　大通交流拠点地下広場行政施設で使用する電力の調達

⑵　仕様等　仕様書のとおり

⑶　調達期間　令和６年７月1日から令和６年９月30日

⑷　履行場所　仕様書のとおり

⑸　入札方法

総価で入札に付する。入札金額は、仕様書等に示した契約容量、契約電力又は契約電流（以下「契約電力等」という。）及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額の単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額の合計の110分の100に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書（別紙様式２）に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４～令和７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「御小売業」、中分類「電力業」に登録されている者であること。

⑶　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第３号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

⑷　本公告に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。

⑸　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑹　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑺　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑻　札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱（令和３年３月29日環境局長決裁）別表（第４条関係）の環境配慮評価基準に適合する者であること。

５　質問及び回答について

⑴　質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（別紙様式１）により、提出すること。

ア　提出期間

令和６年６月６日(木)12時00分まで

イ　提出場所

上記２(2)の業務担当部局

ウ　提出方法

書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。

電子メールによる場合は、ainushisaku@city.sapporo.jpあてに送付すること。

⑵　回答について

原則として、令和６年６月７日（金）15:00までに、下記URLで示す札幌市公式ホームページ内「市民生活部」の入札情報ページに掲載する。

<http://www.city.sapporo.jp/shohi/keiyaku/ippankyoso/ippan.html>

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

６　入札書の提出場所等

　⑴　入札書の提出場所、条項を示す場所及び問い合わせ先

上記２(1)に同じ。

⑵　入札書の受領期限

**令和６年６月10日（月）17時00分まで（送付による場合は必着）**

⑶　入札書の提出方法

入札書は別紙様式２にて作成し、持参又は送付により提出するものとし、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。また、提出に当たっては以下に留意すること。

**ア　入札書を直接持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び「大通交流拠点地下広場行政施設で使用する電力の調達」の入札書在中」の旨を記載すること。**

**イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、それぞれに「『大通交流拠点地下広場行政施設で使用する電力の調達』の入札書在中」の旨を記載すること。（(6)の委任状は、内封筒に同封しないこと。）**

**ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。**

⑷　入札の無効

ア　本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

⑸　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

⑹　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、６⑵の受領期限までに代理委任状（別紙様式３）を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

　⑺　開札の日時及び場所

　　ア　日時　令和６年６月11日（火）11時00分

　　イ　場所　札幌市役所本庁舎13階　市民生活部執務室

(札幌市中央区北１条西２丁目)

⑻　開札

ア　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格を下回る価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とし、再度入札の方法及び期日については、再度入札が行われることとなった場合に別途入札者に通知する。

カ　開札に立ち会わなかった入札者に対しては、開札後速やかに開札の内容を連絡する。

７　その他

⑴　入札保証金　免除

⑵　契約保証金　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

⑶　最低制限価格の設定　無

⑷　入札者に要求される事項

　　ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、下記の書類を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

①　電力供給誓約書（様式５）

②　接続供給契約に関する証明書（契約書の写しなど。）

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

　⑸　落札者の決定方法

　ア　札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ　落札候補者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記４に掲げる競争入札参加資格を有することを証する以下の書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(ｱ)　事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式４）

(ｲ)　競争入札参加資格認定通知書の写し

(ｳ)　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第３号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証明する書面等の写し

(ｴ)　事業協同組合等にあっては、組合員名簿

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑹　落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑺　契約方法

落札者が入札において提示した月単位の基本料金及び電力量料金の単価で契約する。

⑻　契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑼　契約条項　契約書別紙のとおり

⑽　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、入札参加資格が認められなかった理由について、その事実を知りえた日から10日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所　上記２(1)に同じ

イ　その他　提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。